

## 三井文庫が終戦後財団法人組織に変わって 再発足するに至る迄の主な経緯について

田 口 純

三井文庫は、昭和二〇年八月一五日の終戦時には、株式会社三井本社に所属していた。曾ては一〇名近い研究員を擁して、三百年間に及ぶ三井関係史料の保管、整理、研究に当たっていたが、終戦の頃には徴用、転職等のための退職者が追々ふえて、研究員は二、三名と女子職員数名に過ぎない小人数になっていた。

終戦と殆んど時を同じくして、連合国側に財閥解体の気運があることが知れ渡り、時日の経過と共にそれが大へん強固なものであることが判って、三井、三菱、住友等の主脳陣は、GHQに向って戦時中の実状などを説明して、諒解を得ようと努めたが、先方の方針は少しも変わらず、財閥解体の方向を真直ぐに進んで、先ず三井本社、三菱本社、住友本社等が解散を余儀なくされることになった。三井文庫は三井本社の一部になっていたため、そのまま居続けていられなくなり、たまたま文庫の建物と敷地を所有していた三井不動産株式会社にその機構、人事共に移された。しかし其処も永く安住の地とはならなかった。終戦後新しく起った現象として、全国各地の名家、旧家などが家重代の古文書その他

を整理して、それ等を文部省に一括して寄附、売却したり、寄託したりすることが多くなり、中には寄託と言っても事实上は永久寄託となるものも少なくなかったという。そしてそれ等の古文書類を収容する書庫を必要とした文部省は、広大な敷地を有する三井文庫に目を付けて、その土地建物の所有者である三井不動産に向って、それを譲り受けたいと熱心に希望して来た。昭和二四、五年頃のことである。その希望を入れるとなると、三井側では文庫の収蔵品を他に移すため然るべき土地を他所に求めて、其処に書庫を建設することが必要になるが、当時の三井側の事情として、三井家は終戦の結果、資産の大部分に近いものを財産税として取上げられ、残った財力ではそれを他に割く余力など全く無い窮状にあったし、又三井関係諸会社の方は各社とも煩瑣な終戦処理関係の急務に忙殺されていて、他を顧みる暇は無かった。終戦後間も無い混乱の最中に起ったこの問題の対策には、三井不動産も非常に困ったことと察せられるが、その時どちらの側から出た案かは知らないが、文庫内の収蔵品を二棟中の一棟の書庫に収容した状態で文部省に寄託することとして、その土地と建物を文部省に譲ることで文部省との間の話をまとめた。

その当時文部省の土地建物の購入費は予算額が余り多くなかったため、この譲渡は二年がかりで漸く完了することが出来たという。又文庫所属の研究員一名と守衛一名の籍を文部省側に移して貰った。その際文部省は三井文庫の収蔵品を国が預かる以上は、その内容を然るべき人々には公開することを認めて欲しいとの条件を付け、三井側はそれを承諾したということを知った。こうした状態で二、三年経った昭和二八年頃になると強い財閥解体の空気も追々に緩和され、戦後処理の仕事に繁忙を極めた三井関係各社も漸く落付きを取戻せるようになって、各社が共通の目的のためには資金を出し合って共同の仕事をする風なども新しく生れて来た。そこで三井不動産の江戸英雄社長は、三井関係各社の協力を得て新たに財団法人組織の三井文庫を設立し、文部省に寄託したままになっている三井文庫の収蔵品を其処に取戻して、その当時は睡眠状態と同様の姿になっていた三井文庫が本来の仕事を再発足できるようにさせることを考え

た。そして先ず財団法人三井文庫設立の仕事を私にやるように伝えて来た。その当時私は三井不動産の取締役・施設部長であったから、施設部員にも片手間に私の手伝いをして貰うことにした。それは昭和三五年のことである。

そこで私は早速文部省に行つて様子を聞くと、文部省では旧三井文庫の施設を活かして文部省史料館を設置し、その館長は同館を担当する大学事務局の学術課長が兼任でその仕事に当たっているということが判つた。そこで我々は学術課長を訪ね、かねて寄託しておいた旧三井文庫の収蔵品に付いて、この際財団法人組織のものを新しく作るから返還して欲しいと申し出たところ、課長は非常に驚いた様子で、「あれはお返ししなければなりませんか」という。それにはこちらも驚いて、よくよく話を聞いてみると、「お預りした当時三井さんではあの処置に大へんお困りだった様子で、全く何うしようもないように伺っていたし、それに担当の研究員の籍も文部省側に移してしまわれたので、文庫の仕事を再開されるお考えは無いかに見えたので、その頃世間にはよくあった例ですが、最初は文部省にただの寄託としておいたものを永久寄託に変更された例が相当多かつた所から、三井さんの場合もそのように心得ていて宜しかろうということにして、担当課長が交代して後任者に仕事を引継ぐ際は、三井文庫の収蔵品はただの寄託となつていますが、実際は永久寄託と同様のものと心得るようにとの申送りを必ずすることにして来た、そのような事を既に一〇年も続けた今となつては、文部省内の人達がそう思うばかりでなく、我々の背後におられる評議員会の人達にもそのような空気が伝わっていて、今は中々お返しし難い」という、永久寄託と同様とは文部省の判断として随分飛躍し過ぎていて、諒解に苦しむ程だが、今はそれを責めるより先ず無事に返還して貰えるかどうかの方が先決と考えて、私はこう言つた。「三井文庫の資料は三井三百年の歴史を如実に物語る重要なものであつて、他に永久寄託することなど思いもよらぬものである。従つて仮に一步を譲つてそのような処置にするとしても、必ず部内の然るべき機関に諮つてその同意を得た上、文部省と文書を交換してから実行することになるだろうが、そのようなことが行われたとは聞いていない。我々もよく調べる

が文部省の方でもよくお調べ願いたい」と言つて帰つて来た。

会社に戻つてから関係筋を調べてみると、文部省との寄託についての交渉相手を勤めた三井不動産側の最高責任者であつた山尾忠治常務取締役がその当時の文部省に宛てて出した事務連絡のための書状の控えが三井不動産の総務部にあつた。当時の関係者達の話によると、それは当時の事情を物語る唯一の文書であるということであつた。読んでみると、その中に矢張り三井文庫の収蔵品を文部省に寄託するとはつきり書き、それに続いてその史料の処置に付いては三井家に於いて検討中であると書き添えてあつた。もちろん永久寄託を匂わせるような言葉は何処にも無かつたので、我々は直ぐ文部省に行つてその話をした。その時の会話の端々から推察して、同じ書状が文部省にも届いていることは確かだと思われた。これで問題は無くなつたと私は思ったが、文部省側ではこんなことを言い出した。「実は史料館の背後には評議員会というものがあつて、学界の人々がその委員になつている。その方で返すことに強い反対があるので、この返事は暫く待つてくれ」という。それで待つことにしたが、中々返事が来ない。そこで或る日私は文部省に出かけて行つて何うしても返して頂けなければ、訴訟を起してでも返して貰うと言つたので、省側は驚いて、現在は円満解決をはかるように折角努力中だから今少し待つてくれと言われて一応引きさがつた。そのようにしている間に文部省も各方面の諒解を求めることに努力したのか、大体良さそうな雲行きになつて、返還は先ず大丈夫そうだと思うようになって来たので、我々は次のステップに入つて、第一回の三井文庫再建会議を開いた。昭和三五年九月二〇日のことで、当日の記録は次の通りである。

第一回 三井文庫再建会議記録

日時 昭和卅五年九月廿日(火)午前十時始

場所 三井銀行重役会議室

出席者

三井銀行佐藤会長

三井信託伊藤常務

三井生命森庶務部長

三井物産外山文書部長

三井船舶進藤社長

三井鉱山佐藤常務

三井金属播本総務部長

三井化学榎本社長

三井不動産江戸社長・田口取締役

（欠席 三井造船 三井倉庫）

「註」三井文庫の再建を協議することの初顔合せに右の十一社に参集を求めたこととしたのは、三井銀行佐藤会長と

三井不動産江戸社長が打合せた結果である。

議事

一 三井不動産江戸社長より三井文庫に関する経緯及び現状についての説明があつて後、次の通り定つた。

イ 財団法人組織の三井文庫を設け、現在文部省の戸越書庫に寄託中の「三井文庫」の返還を受ける。

ロ 三井家から提供の申出があつた野方墓地の一部三百坪の土地に延坪約二百八十坪の書庫と約四十坪の事務室、

消毒室等而建て、これを三井文庫の建物とする。

ハ 右の土地三百坪は三井家から三井文庫に寄附していただくようお願いする。

ニ 三井文庫の建物及び諸設備に要する創設費用は五千万円とする。

ホ 三井文庫の参加会社は前記十一社の外に、三井農林、北海道炭礦、東洋レーヨン、東洋高圧、大正海上、日

本製鋼所の六社を加えて、十七社とする。

ヘ 三井文庫は将来とも参加会社の法定保存期限を過ぎた主要帳簿並に書類の保管も併せ行ふ。

ト 参加会社の負担額は追て定める。なお右について銀行佐藤会長より、銀行は少し余計に負担しても宜しき旨  
発言あり。

最後に銀行佐藤会長が「こまかい事はお任せ願いたい」旨発言し、一同諒承。

「註」

右の建物仮設計並に創設費用見積額は三井不動産の原案そのまま採用したものである。

二、三井不動産江戸社長は三井厚生病院の拡充案について若干の説明を行った。

以上

この会議によって三井関係会社が三井文庫の再建のために行動を起す基本方針が決定され、それからは具体的に行動  
することができるようになった。

その頃我々の耳に入った噂に、三井家は文部省との間で、三井文庫の收藏史料の寄託契約の覚書を交換していると聞  
いたので、早速三井家同族会事務局の主事に頼んでその覚書を見せて貰った。それは次のようなものであった。

史料寄託に関する覚書

三井家所蔵の三井家記録文書を文部省史料館が受託するにあたり、寄託者三井家代表三井八郎右衛門と受託者史料  
館長岡野澄との間に左記により覚書を取り交わすものとする。

記

一、寄託史料は文部省史料館において保管し、館長はその責任を負うものとする。

一、寄託期間は昭和三十一年十月一日より向う五カ年とする。

一、寄託者は寄託期間中その寄託史料を受託者の承認を得て取出すことができる。但し搬出より搬入までの費用及び

その責任は寄託者において負担するものとする。

一、別冊目録と現物との照合は受託時においてこれを行い、補正すべき点は爾後において補正するものとする。

この覚書及び別冊寄託史料目録は式通を作成して各その壹通宛を保有するものとする。

昭和三十一年十月一日

寄託者 三井家代表

三井八郎右衛門<sup>印</sup>

受託者 文部省史料館長

岡野澄<sup>印</sup>

この覚書に見える寄託の始期が昭和三十一年一〇月一日となっていることは実状より凡そ五カ年遅れているが、寄託が行われた当時、その受渡を証する書類の交換が行われていなかったことを補完する形で、後日になって双方の内の何れかから覚書交換の提案がなされ、それに従ってこの覚書になったものであろう。単純な寄託であることを明らかにしているこの覚書の存在はこの際重要なものであるから、私はその実物を文部省に持参して、三井文庫の寄託は永久寄託でなくて、単純な寄託であることに特に注意を喚起して来た。このような書類の交換が行われたことが判明した以上、今後の収蔵史料の受渡に関する仕事は、当然のことながらこの覚書に基いて行うこととした。

その頃のことであつたと思うが、私は文部省の担当官から次のような話を聞かされた。「三井さん側の人で、あなた方とはまるで違うことを言い廻る人があつて、しかもその人の素性が我々として軽視しにくい場合は大へん困ることもありますので、発言の窓口は是非一つに絞って頂きたい」と言われた。それで私は「我々が今考えている計画は必ず立派に実現出来ると信じていますから、誰か他の人が違うことを申出て来てもお氣にかけないで下さい」と言つて別れた。

私は今日聞いた話について色々考えてみた。私が三井文庫再建の件を担当したのは昭和三五年であって、その収蔵史料を文部省に寄託した昭和二五年から既に一〇年の歳月を経ている。この永い間三井側は文部省にお任せしたような形で過して来たのであって、若し流言のようなものが流れても防ぎようが無かった。実は私も三井側の或る人が三井文庫の収蔵史料というような大量の物の処理は三井側だけで出来るものでないから、それより文部省に渡してしまった方がよいと思うと、文部省を始めとしてその周辺に説き廻っていたことがあるそうだという噂話をチラリと耳にしたことがあったが、それは全くの妄想なので問題にもしなかった。しかし、今日のようなことを聞かされては、一応考えてみないといけまいと思った。そして色々の場合を想定してみると、そのような流言が我々の手が全く及ばなかった一〇年間に瀾歩して廻られたら文部省は大へん困ったのではないか。そしてその結果がただの寄託を永久寄託と同様の扱いとするというような驚くべき飛躍した結論に到達せざるを得なかったのではないかと気が付いた。私はかねてから文部省の大きな方針變更に強い疑問を持っていたのだが、これが真相だとすると、大分事情が判って来るような気がした。それにしてもこのような妄言は全く事実を知らない人の迷想であって、それに基く結論であるならば、それも全く無用ということになるであろう。

第二回目的の三井文庫再建会議が開催されたのは昭和三六年一月三〇日であった。その日の記録は次の通りである。  
第二回 三井文庫再建会議記録

日 時 昭和卅六年一月卅日(月)午後二時始

場 所 三井本館七階会議室

出席者 三井銀行芝田取締役

三井信託伊藤常務

三井生命森庶務部長

三井物産岸田文書部長



議 事

三井造船川上取締役 三井船舶臼井専務

三井鉱山長谷川総務部長 三井金属松山常務

三井化学鈴木総務部長 三井倉庫加藤総務部次長

三井農林福井社長 北海炭礦佐方取締役

レーヨン志田監査役 東洋高圧村上総務部弘報課主任

大正海上山根社長 日本製鋼山本取締役

三井不動産江戸社長、田口、佐伯、戸田

三井不動産江戸社長より三井文庫に関する最近までの経緯を説明して後、同文庫の新築につき次の通り決定。

イ、文庫建物の仮設計は別紙の通り書庫三二七坪六〇を含む建坪総数四四七坪九〇とする。

ロ、建築費の概算見積額は五五、六〇〇、〇〇〇円とする。

「附記」三井不動産は、努めてこれを五〇、〇〇〇、〇〇〇円以内で済ませたいと考えているが、什器備品等の

購入費を加えると創業関係諸費用の総額は五〇、〇〇〇、〇〇〇円を若干超過することあるべき旨を披

露し、出席者一同の諒承を得た。

ハ、建築設計並に監督は三井不動産がこれに当る。

ニ、建築業者の選定は三井不動産に一任する。

「註」三井不動産江戸社長は三井建設に建築工事を引受けさせる意向があることを披露した。

ホ、三井文庫の参加会社に三越を加える。

続いて次の二件を報告

イ、三井家は野方の三井文庫建設用地約三百九十坪を将来「財団法人三井文庫」が出来た際は同文庫に寄附することに決定した。

ロ、所在地の地目変更（畑から宅地に）は、三井家中の一家の相続手続未完のため、まだ手続に入ることができず、従て文庫建設の手続もまだ着手不可能の状態である。

「追加」三井不動産江戸社長より、三井厚生病院を三井の綜合病院として拡充することを考案中であることを報告。

以上

この第二回が第一回と異なる主なものは次の三点であった。

一 建築費等の概算見積額が前回の五千万円から五千五百六十万円に増加したこと。

二 三井家が野方の三井文庫建設候補地三百九十坪を財団法人三井文庫が出来た際は同文庫に寄附することを決定したこと。

三 三井文庫の参加会社に三越を加えたこと。

此処まで来ると、今後必要になる財団法人の設立許可申請までに必要な手配の一つ一つは概ね定っていて、諸会議の開催とか、諸規定の制定など皆定ったことを概ね定ったように処理して行くことが多く、大した変りも無いことの連続であるから、当り前の仕事は個々の記述を省略して、これから先きは通常の場合には無いこと、その中でも特に文部省に対する収蔵史料の寄託料に関することを書くことにする。

寄託料の話が文部省との対話の中に初めて顔を出したのは昭和三七年頃からで、先方とその話を進めて行く間に、計

算の起算日は三井家と文部省との間で初めて寄託のことを規定した覚書の交換を行った昭和三十一年一〇月から、昭和三十八年三月に至るまでの七カ年分で宜しかろうということや、マイクロフィルム一千卷分（価額は約七、八百万円）を渡してくれば、それだけで寄託料は零にしても宜しかろうという話が出たり、又参考図書が一万部あるのを三井と文部省とで半々に分け合おうという話が出たりした。それ等の話を段々煮つめて行った結果、その最終案は、昭和三十九年六月二十九日に文部省史料館長吉里邦夫氏と三井十一家の代表三井八郎右衛門氏との間で取り交された「旧三井文庫収蔵史料等の返還に関する覚書」の中に記載されることになった。その覚書の中から寄託料に関連ありと思われる項目の要点を摘記すれば、文部省を甲、三井を乙として次の通りである。

- (1) 参考図書は甲、乙の両者において折半するものとし、その方法は両者において協議実施するものとする。
- (2) 乙は、甲に対し、甲の希望する金七百万円相当の図書物品を寄贈するものとする。
- (3) 史料等は未刊行の稿本類及び旧三井文庫が受託したものを除き、甲においてマイクロフィルムに撮影し得るものとし、所要経費は乙の寄贈額の一部とする。

以上

右の内で、(1)の参考図書は、(2)にも(3)にも入れない独立の項目として、極くあっさり甲、乙両者においてその方法を協議して折半を実施するとだけ規定している。私は元来文部省には大へん世話になつていたので、寄託料のことは出来るだけ先方からの申出を聴くようにしたいと思つていたし、又文部省の周辺には三井に収蔵史料を返還することは已むを得ないとしても、その返還に当っては出来るだけ多くの代償を取るようにとの強い声もあるやに聞いていたので、私は寄託料関係の先方の意向に付いては小うるさいことを言うのを已めて、成るべくそれを聴くようにするしかかなかうと思つてた。

又マイクロフィルムの件は、矢張り至極簡単に記しているが、それは三井文庫の最も重要な文書を文部省の意のままに自由に取り出してマイクロフィルムに撮すという頗る大事なことで、その数量も寄贈の総額七百万円の大部分になるのではないかと私は思っている。現にこのマイクロフィルムの話が初めて我々の話題となった頃には、文部省側で千巻（金額にして七、八百万円相当）に上る大量のマイクロフィルムを使うという話が出ていたこともあるので、この覚書では寄贈品の本極りとなった額が七百万円相当の図書物品ということに減り、マイクロフィルムはその一部とするという軽い表現になっているが、文部省の真意は三井文庫の重要史料を成るべく多くマイクロフィルムに撮っておきたいということだと聞いていたから、自然その数量は寄贈品の全体中の相当部分を占めることになったであろう。

三井文庫が財団法人となるための準備時代も追々終末近くなった昭和三十九年一月一六日に開催された三井関係会社の全体会議はその頃の代表的会合の一つと思われるので、その日の会議を取上げて、その要点を記しておく。

#### 昭和三十九年一月一六日開催の三井関係会社全体会議記録

#### 議事

左記の各件は本月一三日に先行して開催された委員会ですら先に決議があつた事項である。

- 一 三井文庫の關係会社に三井石油化学、三井建設、東洋棉花、三機工業の四社を加える件
- 二 昭和三十九年度（自昭和三十九年三月一日起至昭和四〇年三月三十一日）並に昭和四〇年度（自昭和四〇年四月一日起至昭和四一年三月三十一日）の收支予算
- 三 財団法人として発足する前後に先ず必要となる資金を前項の收支予算書から拔出して作成した三井文庫所要資金寄附の各社別分担表（後出）決定の件

なお本件は出席各社につき夫々の分担額の同意も求めるものである。

右は原案の通り決定

三井文庫が終戦後財団法人組織によって再発足する迄の主な経緯（田口）

三井文庫所要金寄附の各社別分担表

負担会社	基本財産 運用財産	書庫・事務 所の建物・ 什器・備品	経常費の 一部	合計
	万円	万円	万円	万円
三井銀行	100	1,620	80	1,800
三井物産	100	930	70	1,100
三井越前	100	800	—	900
三井不動産	100	350	50	500
三井信託	100	260	40	400
三井生命	50	310	40	400
三井造船	100	260	40	400
三井金属	50	310	40	400
東洋レーヨン	100	260	40	400
大正海上	50	310	40	400
三井鋁山	100	170	30	300
三井化学	50	220	30	300
三井倉庫	100	170	30	300
東洋高圧	50	220	30	300
三井石油	—	270	30	300
大阪商船	200	—	—	200
北海道炭	50	130	20	200
日本製鋼	50	130	20	200
三井建設	—	180	20	200
東洋棉花	—	180	20	200
三井機工	—	180	20	200
三井農林	50	40	10	100
合計	1,500	7,300	700	9,500

- 附記 1. 上記の基本財産、運用財産用の1,500万円より500万円を割いて書庫、事務所の建物、什器、備品費の7,300万円に加え7,800万円とする。
2. 三井文庫の関連会社は上記の22社であるが、文庫が財団法人として発足する際は大阪商船三井船舶が脱退して21社となる。

この三井文庫が財団法人として再発足の前後に必要とする資金を得るため、その寄附金を募ろうとして関係会社に割当てたこの各社分担表を見て思うことは、

二 本年六月二九日に文部省と三井家代表との間で旧三井文庫収蔵史料等の返還に関する覚書に交換したことを。

一 大阪商船三井船舶は先般大阪商船と合併して三井系でなくなったという理由で、その再建準備中は援助するが、財団法人として独立後は会員を辞退したい旨申出があったこと。

報告

この頃ともなれば三井文庫のため是非必要の際は、この表に見えている九五〇〇万円程度の資金を三井関係各社から集めることは、さして困難という程のことではなくなっていたけれども、それが終戦後間も無い頃では、全く何うにもならなかった。そのために三井文庫の上には日の目を見られない不運な日が一五年という永い間続いたことになる。漸く昭和四〇年四月二〇日には財団法人三井文庫の設立許可申請書が文部省に提出され、その後は順調に運んで、五月一日にその設立許可が得られ、続いて同月二一日には財団法人としての設立登記を了り、次に書庫、事務所の建築竣工が昭和四〇年七月二二日、収蔵史料等の書庫搬入が同年九月中に完了し、茲に財団法人三井文庫は初めて明るい再出発の日を迎えることができることとなった。思えば終戦の時から数えて、正に二〇年目である。(昭和六一年一月三〇日記)

(元三井不動産株式会社専務取締役、元三井文庫事務局長)